

## 耐震改修工事に係る講習会のご案内

- 1 講習内容 木造建築物の耐震改修工事を施工するために必要な、精密診断法や耐震補強についての知識や工事における留意点などの内容を、技術者向けに行います。技術者が知識を有しているか確認するための考査を行います。
- 2 日時 第1回：令和6年11月16日（土）14：00～17：30（開場13：30）  
第2回：令和6年11月20日（水）13：00～16：30（開場12：30）  
講習内容は第1回、第2回とも同じです。いずれかにご参加ください。
- 3 場所 11月16日（土）：練馬区役所 本庁舎 20階 交流会場  
11月20日（水）：練馬区役所 本庁舎 アトリウム地下 多目的会議室
- 4 受講資格 施工事業者・個人施工者（大工等）および耐震診断者等耐震関係事業者（耐震改修工事の実績の有無は問いません。）
- 5 カリキュラム 別紙による
- 6 持ち物 別紙による
- 7 申込み方法 LoGo フォーム（ロゴフォーム）  
スマートフォン等からオンライン手続きで申込みできます。  
<https://logoform.jp/f/8f9At>（右のコード）
  - ・ 申込みにはメールアドレスが必要です。
  - ・ LoGo フォームから申込み完了後、後日区から受付番号を付した申込書を電子メールで送付します。
  - ・ **受付番号を付した申込書が受講証の代わりとなります。**
  - ・ LoGo フォームからの通知（no-reply@logoform.jp）が迷惑メールに分類されることがあります。LoGo フォームからのメールが届かないときは、迷惑メールに分類されていないかご確認ください。  
FAX（ファックス）
  - ・ 申込書に必要事項を記入して、FAX（03-5984-1225）にて申込みください。
  - ・ **申込書受付後、受付番号を付したものを折り返し FAX します。**
  - ・ **受付番号を付した申込書が受講証の代わりとなります。**
- 8 申込み期限 第1回：11月14日（木）午後5時  
第2回：11月18日（月）午後5時
- 9 定員 各回60名。先着順に受付し、原則定員になり次第締め切ります。
  - ・ 会場定員の都合上、申し込みは原則、1社につきお一人でお願いいたします。
  - ・ 2回目の講習会は、1回目に参加されていない方を優先して受付いたします。
- 10 受講費用 無料
- 11 HPへの掲載 考査の結果、技術者が知識を有していると判断した場合、技術者名等を区ホームページへ掲載し、区民への情報提供を行います。（掲載有無は任意。区内事業者に限る。）
- 12 注意事項
  - ・ 駐車場は有料です。なるべく公共交通機関（電車・バス等）をご利用下さい。
  - ・ 会場内は禁煙です。ご協力をお願いいたします。



別紙

【カリキュラム（予定）】

11月16日（土）14時開会 練馬区役所本庁舎 20階交流会場

14:00～14:05 挨拶

練馬区都市整備部防災まちづくり課長 川上泰史

14:05～14:10 練馬区の工事仕様書および助成制度について  
と

14:10～14:15 耐震改修工事等施工事業者一覧の再編成について

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

14:15～15:30 木造戸建住宅における耐震診断から補強工事までの実務（仮）

講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会 相談役 白井 勝之

15:30～15:40 休憩

15:40～16:40 練馬区木造耐震補強に関する施工上の留意点（仮）

講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会 木造耐震専門委員 石塚 武志

16:40～16:50 質疑応答

16:50～17:00 準備

17:00～17:25 審査

17:30 終了

カリキュラムおよび各講義の時間配分は、変更する可能性があります。

【持ち物】

- ・受講証（受付番号を付された申込書）
- ・自社従業員であることを証明する書類等の写し（提出済みの場合は不要）  
（健康保険証、住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書・変更通知書、源泉徴収票等）
- ・建設業許可証の写し 建設業許可を取得していない場合は不要（提出済みの場合は不要）
- ・筆記用具
- ・テキスト「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(財)日本建築防災協会発行（税込7,333円）  
当日販売・貸出致しません。各自、事前に購入のうえ、講習会にお持ち下さい。  
購入方法につきましては、(財)日本建築防災協会のホームページをご覧ください。  
(<https://kenbokyo.jp/book/item.html?bid=56>)
- ・【昨年度参加者】木造住宅の耐震化推進テキスト(財)日本建築防災協会 発行  
昨年度、参加していただいた方はお持ちください。

別紙

【カリキュラム（予定）】

11月20日（水）13時開会 練馬区役所アトリウム地下多目的会議室

13:00～13:05 挨拶

練馬区都市整備部防災まちづくり課長 川上泰史

13:05～13:10 練馬区の工事仕様書および助成制度について  
と

13:10～13:15 耐震改修工事等施工事業者一覧の再編成について

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

13:15～14:30 木造戸建住宅における耐震診断から補強工事までの実務（仮）

講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会 相談役 白井 勝之

14:30～14:40 休憩

14:40～15:40 練馬区木造耐震補強に関する施工上の留意点（仮）

講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会 木造耐震専門委員 石塚 武志

15:40～15:50 質疑応答

15:50～16:00 準備

16:00～16:25 考査

16:30 終了

カリキュラムおよび各講義の時間配分は、変更する可能性があります。

【持ち物】

- ・受講証（受付番号を付された申込書）
- ・自社従業員であることを証明する書類等の写し（提出済みの場合は不要）  
（健康保険証、住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書・変更通知書、源泉徴収票等）
- ・建設業許可証の写し 建設業許可を取得していない場合は不要（提出済みの場合は不要）
- ・筆記用具
- ・テキスト「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(財)日本建築防災協会発行（税込7,333円）  
当日販売・貸出致しません。各自、事前に購入のうえ、講習会にお持ち下さい。  
購入方法につきましては、(財)日本建築防災協会のホームページをご覧ください。  
(<https://kenbokyo.jp/book/item.html?bid=56>)
- ・【昨年度参加者】木造住宅の耐震化推進テキスト(財)日本建築防災協会 発行  
昨年度、参加していただいた方はお持ちください。

**施工事業者向け耐震改修講習会申込書**  
**兼**  
**練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧掲載依頼書**  
(令和6年 月 日分)

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係あて FAX: 03-5984-1225

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は下記の内容から記載しますので、正確に記入してください。

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は、信頼できる区内の施工事業者を区民へ情報提供するための一覧です。

(太枠内のみ)

受講者氏名 <sup>1</sup>		
受講者資格 <small>(建築士・建築施工管理技士・建築大工技能士など)</small>		
所属団体 <small>(をつけて下さい) (複数記入可)</small>	1. (一社)練馬区建設業防災協会 2. (一社)練馬区ビルダークラブ 3. 東京土建一般労働組合練馬支部 4. 練馬民主商工会 5. (公社)東京中小建築業協会練馬支部 6. 首都圏建設産業ユニオン練馬支部 7. 練馬建設業組合 8. 練馬建設業推進会 9. 練馬建設事業組合 10. (一社)練馬区建設関連防災協会 11. ( )	
勤務先名称および代表者氏名		
勤務先住所		
勤務先電話番号	TEL	FAX
建設業許可番号 <sup>2</sup>		
一覧への掲載希望 <small>(をつけて下さい)</small>	希望する ・ 希望しない ・ 掲載済	
受付 No.		

講習会当日、以下の書類を持参してください。

- 1 自社従業員であることを証明する書類等の写し  
(名刺、給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書、源泉徴収票、個人事業の開設・廃業等届出書等)
- 2 建設業許可を取得している場合は、建設業許可証の写し

**施工事業者向け耐震改修講習会申込書**  
**兼**  
**練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧掲載依頼書**  
(令和6年 月 日分)

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係あて FAX: 03-5984-1225

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は下記の内容から記載しますので、正確に記入してください。

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は、信頼できる区内の施工事業者を区民へ情報提供するための一覧です。

(太枠内のみ)

受講者氏名 <sup>1</sup>	練馬 太郎	
受講者資格 (建築士・建築施工管理技士・建築大工技能士など)	一級建築士、一級建築施工管理技士	
所属団体 (をつけて下さい) (複数記入可)	1. (一社)練馬区建設業防災協会 2. (一社)練馬区ビルダークラブ 3. 東京土建一般労働組合練馬支部 4. 練馬民主商工会 5. (公社)東京中小建築業協会練馬支部 6. 首都圏建設産業ユニオン練馬支部 7. 練馬建設業組合 8. 練馬建設業推進会 9. 練馬建設事業組合 10. (一社)練馬区建設関連防災協会 11. ( )	
勤務先名称および代表者氏名	建設株式会社 代表取締役	
勤務先住所	練馬区豊玉北6丁目12-1	
勤務先電話番号	TEL (03)3993-1111	FAX (03)5984-1225
建設業許可番号 <sup>2</sup>	東京都知事許可(般-30)第 号	
一覧への掲載希望 (をつけて下さい)	希望する・希望しない・掲載済	
受付 No.		

講習会当日、以下の書類を持参してください。

- 1 自社従業員であることを証明する書類等の写し  
(名刺、給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書、源泉徴収票、個人事業の開設・廃業等届出書等)
- 2 建設業許可を取得している場合は、建設業許可証の写し

記入例  
(区外)

施工事業者向け耐震改修講習会申込書  
兼  
練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧掲載依頼書  
(令和6年 月 日分)

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係あて FAX: 03-5984-1225

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は下記の内容から記載しますので、正確に記入してください。

練馬区耐震改修工事等施工事業者一覧は、信頼できる区内の施工事業者を区民へ情報提供するための一覧です。

(太枠内のみ)

受講者氏名 <sup>1</sup>	練馬 花子	
受講者資格 <small>(建築士・建築施工管理技士・建築大工技能士など)</small>	一級建築士、一級建築施工管理技士	
所属団体 <small>(をつけて下さい) (複数記入可)</small>	1.(一社)練馬区建設業防災協会 2.(一社)練馬区ビルダークラブ 3.東京土建一般労働組合練馬支部 4.練馬民主商工会 5.(公社)東京中小建築業協会練馬支部 6.首都圏建設産業ユニオン練馬支部 7.練馬建設業組合 8.練馬建設業推進会 9.練馬建設事業組合 10.(一社)練馬区建設関連防災協会 11.( )	
勤務先名称および代表者氏名	工務店 代表取締役	
勤務先住所	練馬区豊玉北6丁目12-1	
勤務先電話番号	TEL (03)3993-1111	FAX (03)5984-1225
建設業許可番号 <sup>2</sup>	東京都知事許可(般-30)第 号	
一覧への掲載希望 <small>(をつけて下さい)</small>	希望する ・ 希望しない ・ 掲載済	

受付 No.

一覧への掲載は、練馬区内に本社のある施工事業者および練馬区内の個人施工者の方に限ります。

区外事業者および耐震診断・耐震設計者の方につきましては、こちらのご記入は不要です。

講習会当日、以下の書類を持参してください。

- 1 自社従業員であることを証明する書類等の写し  
(名刺、給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書、源泉徴収票、個人事業の開設・廃業等届出書等)
- 2 建設業許可を取得している場合は、建設業許可証の写し

## 施工事業者一覧の更新について

令和4年度より施工事業者の方々の技術力を維持していただくため、施工事業者一覧の掲載期間を定めています。掲載期間は、講習会を受講し審査に合格した翌年度から3年間です。

継続して施工事業者一覧に掲載を希望される場合は、掲載から3年以内に講習会を受講し、審査に合格する必要があります。

### 1 施工事業者一覧の更新期間について

掲載期間：講習会を受講し、審査に合格した翌年度から3年間

		施工事業者一覧の掲載期間										
		～令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
審査に合格した年度	～令和元年											
	令和2年											
	令和3年											
	令和4年											
	令和5年											
	令和6年											
	令和7年											
	令和8年											

：施工事業者一覧の掲載期間

○：審査に合格した年度

○：継続して施工事業者一覧に掲載されるために講習会を受ける年

### 2 継続して施工事業者一覧に掲載されるための場合分け

#### 令和3年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和6年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和6年度の講習会を受講し審査に合格する必要があります。

#### 令和4年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和7年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和6年度～令和7年度に再度講習会を受講し審査に合格する必要があります。

#### 令和5年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和8年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和6年度～令和8年度に再度講習会を受講し審査に合格する必要があります。